

資料4-1

日 薬 発 第 37 号
令和 5 年 5 月 1 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
会 長 山本 信夫
(会長印省略)

日本薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対策本部」の解散について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、日本国内において令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、小職を本部長として新型コロナウイルス対策本部を設置し、都道府県薬剤師会の多大なご協力ご支援を賜りながら、対応してまいりました。

令和 5 年 4 月 27 日に厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを令和 5 年 5 月 8 日より 2 類相当から 5 類に変更し、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことといたしました。

これを受け、本会は 5 月 7 日をもって「新型コロナウイルス感染症対策本部」を解散することといたしました。

なお、ご高承のとおり、新型コロナウイルス感染症は、今後も一定の流行が続くと予想されております。また、政府は今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等、科学的な前提が異なる状況になった場合は、ただちに対応を見直し、改正感染症法等に基づく必要な準備を進めるとしております。

本会の新型コロナウイルス感染症対策本部は解散いたしますが、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、必要な対応を行っていく所存でありますので、貴会におかれましてもご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。